



7 報 審 第 1 号
令和 7 年 11 月 21 日

杉 並 区 長
岸 本 聡 子 様

杉並区特別職報酬等審議会
会 長 岩 倉 礼 子



区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、
教育長及び常勤の監査委員の給料の額について（答申）

令和 7 年 11 月 5 日付け 7 杉並第 40858 号により、本審議会に対し諮問を受けた区
議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監
査委員の給料の額について、別紙のとおり答申いたします。



杉並区特別職報酬等審議会委員

会	長	岩倉 礼子
委	員	飯島 典子
委	員	五十嵐 裕美
委	員	牛山 久仁彦
委	員	神谷 次彦
委	員	酒井 博
委	員	佐藤 慎祐
委	員	田中 奈那子
委	員	内藤 一夫
委	員	宮崎 静子



答 申

1 審議の視点等

杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和7年11月5日に、杉並区長から、杉並区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額についての諮問を受けた。

審議会では、各委員が公正中立の立場でそれぞれの知見に基づき、区政を取り巻く社会情勢、区の財政状況及び特別区人事委員会勧告（以下「勧告」という。）の内容並びに他自治体との均衡など広範な観点から慎重な審議を行った。

2 報酬等改定の経過

（1）特別職給料等

特別職の給料月額及び期末手当（以下「給料等」という。）は、平成26年度から平成29年度まではリーマンショックや東日本大震災の影響からの回復傾向にあった景気動向や勧告を勘案した審議会の答申に基づき、引き上げ改定されている。

平成30年度は、行政系人事制度改正の影響等から月例給及び特別給の引き下げ勧告があったことに対して、特別区長会が勧告実施を見送る異例の判断をしたこと及び景気動向等を総合的に考慮し、特別職の給料等は据え置くことが妥当であるとした審議会の答申どおり据え置きとされた。

令和元年度以降も勧告や景気動向等を踏まえた審議会の答申どおり、令和元年度は、給料月額を引き下げ、期末手当は引き上げとされ、令和2年度及び3年度は、ともに給料月額を据え置き、期末手当は引き下げ、令和4年度は、給料月額を据え置き、期末手当は引き上げの改定がなされている。

令和5年度については、審議会は給料月額及び期末手当ともに引き上げの答申を行ったものの、答申に基づく給料等の改正条例は区議会の判断により可決されず、据え置きとなった。

令和6年度は、給料月額及び期末手当ともに引き上げとした審議会の答申どおりの改定がなされている。

（2）区議会議員報酬等

区議会議員の報酬月額及び期末手当（以下「報酬等」という。）については、平成26年度に、審議会の答申では、特別職と同様に区議会議員の報酬等を引き

上げることが妥当であるとしたが、区議会の判断で据え置きとされた。

平成 27 年度から令和 4 年度までは、いずれも審議会の答申どおり、特別職の給料等と同様の改定がなされており、令和 5 年度については、前述 2（1）の経過により据え置きとなった。令和 6 年度は、給料月額及び期末手当ともに引き上げとした審議会の答申どおりの改定が行われている。

3 審議において確認した事項

（1）経済動向等

昨年度の審議から国の経済・賃金動向等の資料が提示されており、この間の景気動向としては緩やかな回復傾向が継続しており、また、春闘の結果も 33 年ぶりに 5%を超える賃上げとなった昨年の結果を上回る上げ幅であったことを確認したが、一方で、実質賃金の回復が遅れていることも同時に確認でき、今後も経済等の動向については注視が必要であると考ええる。

（2）杉並区の財政状況等

令和 6 年度末の財政調整基金残高は 612 億円で、令和 5 年度から 37 億円増加しており、区債残高は令和元年度をピークに減少していたが、令和 5 年度に一旦増加に転じた後に、令和 6 年度は 348 億円に減少した。また、普通会計ベースの区民一人当たりの基金残高は、23 区平均と比較すると約 10 万円程度低い状態が続いているが、区債残高（区民一人当たり）については若干ではあるものの 23 区平均との差が小さくなっている。基金については着実に積み増しができていること、区債については計画的な償還をしていることを確認した。

また、実質収支比率については、令和 4 年度から上昇していること、また、令和 6 年度の職員人件費の増加は、定年退職者が発生する年度であったことから退職手当の支出が増加したことがその要因であることを確認した。

景気回復を背景に特別区税収入も堅調に増加していることから、総じて財政の健全性が確保されていると評価できるが、今後の区民ニーズの増加・多様化や少子高齢化の進展を長期的な視点で見据えると区の財政状況については楽観視できるものではないと考える。また、ふるさと納税制度による区民税流失について、区民の目線からは年間 50 億円を超える流出額に懸念があり、返礼品の拡充等の取組を開始するとともに、制度自体の廃止を国等に対して働きかけている旨の説明があったが、この点については、引き続き危機感を持って対応する必要があると考える。

(3) 本年の勧告の内容

令和7年10月14日に、特別区人事委員会から、一般職の職員給与が民間給与を下回っているため月例給を引き上げ、特別給についても民間における支給状況を勘案し、引き上げる勧告が出された。

区から示された資料で把握できる過去の改定状況からも、本年勧告における月例給の引き上げ率は、昨年度を大きく上回る高い水準となっている。

【勧告の概要】

- (1) 月例給は、公民較差 14,860 円 (3.80%) を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引き上げ
- (2) 特別給は、民間における支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.05 月引き上げ

(4) 政務活動費の現状と区議会の取組

政務活動費の額は、平成7年度に月額 16 万円となった以降は改定されず、23 区平均 (16.7 万円) を下回る額となっている。

区議会では、政務活動費の一層の透明性・信頼性の確保を図るため、政務活動費と政務活動費以外を区分する場合の支出割合の上限や按分割合の設定、手引書をはじめとした政務活動費に係る情報について、区議会ホームページで公表するなど、これまで様々な取組を進めてきている。

令和4年度以降は、更なる透明性・信頼性の確保に向け、割合が定められていない経費の按分割合の設定や、政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）のホームページでの公開に関して検討を進めるほか、政務活動費に係る当区における裁判例を手引書に掲載することや事務所自宅兼用の固定電話にかかる通信費の取り扱いなど、検討項目を適宜追加するなど、継続的に自主改善の取組を実施していることを確認することができた。

また、議員ごとに支出額に差があるもののそれらはデジタル化など議員活動の多様化等によるものであること、区議会において政務活動費の金額の増減にかかる特段の議論は行われていないことも併せて確認した。

4 結論

区の財政状況については、ふるさと納税制度による特別区税流失の状況、基金については着実に積立が進んでいるものの、区民一人当たりの額では 23 区平均との開きがあること、また、物価上昇などの経済動向により依然として楽観視で

きない状況にはあるものの、概ね健全な財政運営が行われている。

また、現状では、特別職の給料月額是他区との比較においては下位に、特別給の支給月数は上位にあるが、在任期間中の給与総額で比較すると中位にあり、他区との人口や財政等の行政規模を比較すれば、特段の是正が必要な状況ではないことが確認できた。

議員報酬については、他区との比較においては下位にあるものの、これまでの改定経過を踏まえると特別職と同様に特段の是正が必要な状況ではないと考える。

審議会が答申にあたって重要な判断要素の一つとしてきた勧告については、本年度は、公民較差 14,860 円 (3.80%) を解消するため、若年層を重点に置きつつすべての職級で給料月額を引き上げるとともに、特別給は、民間における支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.05 月引き上げる内容であった。

審議の過程では、社会情勢等から鑑みると、景気は緩やかな回復傾向ではあるものの継続的な物価上昇が国民生活に与えている影響や、中小企業の経営状況が依然として厳しい状況等を踏まえ、国・政府において実質賃金の向上を目指す政策がとられている中、賃金改善の後押しとして公務部門の給与等の改善が全体の底上げに果たす役割は大きいと考えられるとの意見があった。また、民間、公務部門ともに人材確保が大変困難な時代となっていることに鑑みると、特別職や議員についても有為な人材確保は必要であり、その職責の重さや時間外手当が支給されない等の職務の特殊性等の観点からも、区政に対する信頼を引き続き確保することを前提にしながら、特別職の給料等について増額改定する方向性は区民の理解を得られるのではないかと意見があった。

以上のことを総合的に勘案した結果、審議会は、特別職及び議員の給料等については、本年の特別区人事委員会勧告において一般職の給料月額の改定率が職級ごとに異なることを踏まえ、給料・報酬月額については一般職の 6 級(部長級)の改定率と同水準となる 3.4%の改定率が妥当であるとの結論に至った。

また、特別給については審議の対象ではないが、給料等の額の決定に密接に関連するものであることから、期末手当は 0.05 月の引き上げとすることも特段問題がないとの結論に至ったことを意見として付すこととする。

なお、改定の実施時期については、本答申があった月からとすることが妥当である。

次に、政務活動費の額については、区政に対するチェック機能を果たすことや、地域の諸課題を把握していくことなど、議員活動にとって必要な経費であり、他区と比較しても平均的な額であることなどから、使途の透明性等が引き続き確保

されることを前提に、据え置くことが妥当であると考える。

審議の中では、現在ホームページに公表されている収支報告書だけでは使途の適正性や区議会会期中以外の議員の活動状況が、区民から見えにくいといった意見も出されたところである。

これまでも申し上げているとおり、政務活動費はその原資が区民の税金であるという認識のもと、適正な運用と更なる使途の透明性確保とともに議員活動を区民にわかりやすく説明していく観点からも、引き続き区議会自らの不断の検証や見直しが行われることを強く望むものである。

5 おわりに

審議会は、杉並区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

答申の結びにあたり、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員並びに区議会議員においては、その担う役割・職責の重要性を改めて認識され、区民の負託に応えるべく、一層の区民福祉の向上及び区政運営の効率化、健全化に引き続き努められることを強く願うものである。